

アルコール検知器義務化のご案内

2022年(令和4年)道路交通法改正

⚠ 令和4年 4月1日から

酒気帯び有無の確認及び記録の保存が義務化されます

⚠ 令和4年10月1日から

アルコール検知器の使用が義務化されます

※「緑ナンバー」で義務化されていたアルコール検知器でのチェックについて、白ナンバーの自動車についても義務化されます



安全運転管理者専任事業所とは？

自動車5台以上(乗車定員11名以上の自動車を有する事業所は1台以上)を使用している事業所(自動車使用の拠点ごと)

※ 自動二輪車(50ccをこえるもの)は0.5台とします

事業所(自動車使用の拠点)ごとに安全運転管理者を1人専任しなければいけません

道路交通法で定められた制度で、安全運転管理者を選任しなかった場合や安全運転管理者としての業務(義務)を怠った場合は罰則があります

※ 会社や団体で使用する自動車を5台以上有している者は安全運転管理者専任事業所であり酒気帯び有無の確認及び記録の保存並びにアルコール検査が義務化されます

**テラシステムでは、アルコール検知器の取り扱いを行っております。
お気軽にお尋ねください。**

酒気帯び有無の確認及び記録の保存並びにアルコール検査を実施することで安心安全な車社会を安全運転管理者専任事業所様が牽引することを念願しております

引用:警察庁ホームページ

アルコール検知器の義務化について詳しくはQRコードよりご確認ください。



TERRA

株式会社 テラシステム

福岡県北九州市小倉北区片野2-18-10

TEL:093-923-1666

FAX:093-923-1667

<https://www.terra-system.jp>

